

地域周産期母子医療センターの認定について

【地域周産期母子医療センター】

- ・ 産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設を都道府県が認定するものです。
- ・ 地域周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図ります。

【基準適合状況】

別添「知多半島総合医療センター（旧 半田市立半田病院）の整備状況」のとおり

【認定年月日】

令和 7 年 4 月 1 日

（旧 半田市立半田病院については令和 7 年 3 月 31 日付け認定辞退）

【審議日程】

令和 6 年 12 月 19 日（木） 現地確認

令和 7 年 2 月 6 日（木） 知多半島圏域保健医療福祉推進会議

令和 7 年 2 月中 愛知県周産期医療協議会（書面開催）（予定）

令和 7 年 3 月 24 日（月） 愛知県医療審議会 5 事業等推進部会（予定）